

## 令和5年度奈良市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要領

### (通則)

第1条 奈良市が実施する令和5年度自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年4月27日規則第23号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの普及及び着用を促進することで市民の安全な自転車利用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものであり、オークション・フリーマーケットや個人間売買等により購入されたものを除く。
  - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
  - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
  - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
  - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
  - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
  - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年者を現に監護する者、成年後見人等をいう。
- (3) 未成年者等 18歳未満の者、成年被後見人等をいう。
- (4) 使用者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者とする。ただし、使用者が未成年者等の場合にあつては、補助対象者

はその保護者等とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 同一の補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助金の額等）

- 第5条 補助金の額は、使用者のヘルメットの購入（令和5年6月20日以降に購入されたものに限る。）に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。
- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
  - 3 補助金の交付は、使用者1人につき1回限りとする。
  - 4 購入に関連して発生した送料や手数料等の購入に付随する経費は除くものとし、購入に要する経費のうち、クーポン等の割引を受けた場合、ポイント等（ポイント、金券、商品券やそれらに類するもの）を利用・充当した場合は、それらの相当額を除くものとする。

（交付申請及び交付請求）

- 第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、令和5年度奈良市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、令和6年2月29日までに提出しなければならない。
- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類
  - (2) 第3条第1号アからカに掲げる認証の確認ができるもの
  - (3) 振込先口座情報が確認できる書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

- 第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、令和5年度奈良市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付すことができるものとする。
  - 3 第1項の審査及び必要に応じて調査等を行った結果、補助金を交付すべきでないと認められたときは、令和5年度奈良市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者に対して、第6条の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(検査等)

第10条 市長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、補助金の交付を受けた申請者に対して、ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年7月18日から施行する。

（宛て先）奈良市長

申請年月日 令和 年 月 日

## 令和5年度奈良市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

令和5年度奈良市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要領第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。  
 なお、申請にあたり、私（同一世帯の者を含む。）の住所、世帯の状況、市税の納付状況等、補助金の審査のため必要な情報を閲覧及び調査されることについて同意します。

＜誓約・同意事項＞ ご確認のうえ、してください。全ての項目に誓約・同意をいただける方のみ補助金の交付対象となります。

- 自転車乗車時は必ずヘルメットを着用します。（同乗者がいる場合、同乗者も着用します。）  
 自転車の使用期間中は自転車損害賠償保険等の継続加入に努めます。  
 法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。  
 補助金の審査のため、世帯の状況等について調査されることに同意します。  
 市から補助金に関連した調査や補助金の返還を命じられた場合は速やかに応じます。

①申請者（使用者） ※使用者が未成年の場合、①申請者＝保護者、②使用者＝未成年となる。

郵便番号	〒		—	
住所	奈良市			
フリガナ				
氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日
電話番号	—		—	

【市処理欄】 住コ

②使用者（18歳未満の未成年者の場合のみ氏名等記入）

Q. 購入した自転車乗車用ヘルメットを使用する方は、18歳未満ですか。	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい（下記に使用者を記入）
フリガナ	続柄
氏名	生年月日
	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和
	年 月 日

③ヘルメット情報・交付申請額

製造メーカー		品名又は型番	
安全基準	<input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> JCF <input type="checkbox"/> CE <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> CPSC	⇒購入したヘルメットに貼付されている安全基準のマークをご確認ください。	
購入年月日	令和 年 月 日	購入店名	
① 購入金額（税込）	万 千 百 十 ー <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	円	
② 交付申請（請求）額	千 百 十 ー <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	円	⇒別紙の「補助申請額の求め方」をご確認ください。

④振込先口座情報

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）	口座番号	※左詰め
フリガナ		振込先は、申請者ご本人名義の口座情報を記入してください。 ※口座番号が確認できる通帳やキャッシュカードの写しの添付が必要	
口座名義人			

○裏面に記載の添付書類を必ず添付し、この申請書兼請求書と一緒に提出してください。書類の記載漏れや添付資料に不足がある場合は補助金を交付できませんので、よくご確認のうえ提出してください。

○添付書類（申請には、必ず次の書類を添付してください。）

- 購入費に係る領収書（原本）又は購入費に係る支払いが確認できる書類  
【領収日、領収金額、品名、購入先が確認できるもの】
- 購入したヘルメットの安全基準の適合が確認できるもの  
【例】
  - 【購入したヘルメットのSGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク等を撮影した写真を添付】
  - 【SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク等が確認できる購入したヘルメットの現物を受付窓口を持参し、職員へ提示】
- 振込先口座番号等が確認できる書類（通帳の写しなど）  
【金融機関、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの】

※申請内容によっては追加で書類・資料の提出を求める場合があります。

【市記入欄】

補助金の交付を受けようとする自転車用ヘルメットについて、職員が現物を確認し安全基準の適合を確認しました。

○確認日                    令和                    年                    月                    日

○安全基準の適合マーク

SG     JCF     CE     GS     CPSC

奈良市都市整備部 交通バリアフリー推進課

様式第2号（第7条関係）

奈良市指令整交推 第 号  
令和 年 月 日

様

奈良市長 印

令和5年度奈良市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和5年度奈良市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付について、同補助金交付要領第7条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定しましたので通知します。

交付決定額 金 円

（交付にあたっての条件）

下記事項を遵守すること。

- ・自転車乗車時は必ずヘルメットを着用すること。また、同乗者がいる場合、同乗者も着用すること。
- ・自転車の使用期間中は自転車損害賠償保険等の継続加入に努めること。

様式第3号（第7条関係）

奈良市指令整交推 第 号  
令和 年 月 日

様

奈良市長 印

令和5年度奈良市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和5年度奈良市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付について、同補助金交付要領第7条第3項の規定に基づき、次の理由のとおり交付しないことと決定しましたので通知します。

（不交付と決定した理由）

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。